

1. 計画の基本的事項

- (1) 計画策定の趣旨 ...「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という)により、地方公共団体の事務事業に関する温室効果ガス排出抑制のための実行計画の策定が義務づけられていること、及び現計画が平成17年度で終了することから、**本市が引き続き、自らの事務事業における温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、市域全体の環境保全に向けた行動の誘導・促進を図るため策定する。**
- (2) 計画の位置づけ ...**法に基づき、地方公共団体が、自ら排出する温室効果ガス抑制のための実行計画であるとともに、宇都宮市環境基本計画の下位計画である。また、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達を推進を図るための方針を含むものである。**
- (3) 計画の対象 ...市の全ての機関(清掃、水道、下水道事業等を除く。また、委託施設を除く)
- (4) 対象とする温室効果ガス ...6種類(1.二酸化炭素 2.メタン 3.一酸化二窒素 4.ハイドロフルオロカーボン 5.パーフルオロカーボン 6.六ふっ化硫黄)
- (5) 計画の期間 ...平成18年度の1年間、基準年度は平成11年度とする。
- (6) 取組の柱、取組の項目及び目標の設定 ...取組を6つの柱に分類し、取組項目毎に数値目標を設定するとともに、電気使用量や庁舎燃料使用量などから換算される温室効果ガスを積み上げ、「温室効果ガスに関する目標」を設定する。

2. 現状及び課題 本計画における温室効果ガスの排出量(数値目標を設定するもの)は、16年度実績で、約25,225tであり、基準年に対し約2,189t、8.0%の削減となっている。今後、一層の温室効果ガス抑制を推進するためには、全庁的な意識向上を図ることなどにより、職員的环境配慮行動の取組を徹底していく必要がある。

3. 計画の目標および取組項目ごとの活動内容



4. 計画の推進

行動計画の取組項目の目標達成に向け、実施状況を把握・点検するとともに、実施状況に基づいた改善指導を行う。